

(案)

宿直警備業務委託契約書

社会福祉法人朝霞地区福祉会（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）とは、朝霞市特別養護老人ホーム朝光苑（所在地：埼玉県朝霞市青葉台1丁目10番32号）（以下「朝光苑」という。）における宿直警備業務（以下「委託業務」という。）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(契約期間)

第2条 委託の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、地方自治法第244条の2に基づく公の施設の管理に係る朝霞市と甲の指定管理期間（平成29年4月1日から令和4年3月31日まで）との関係から、令和4年4月1日以降の当該指定管理において、甲が朝霞市から朝光苑の指定管理者に指定されなかった場合は令和4年3月31日をもって当該契約は解除する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、翌年度以降において、収入支出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約を解除する場合がある。

3 前項に基づく解除又は変更により乙に損害が生じた場合、第10条に定める期間をもって当該契約を解除又は変更をした場合には、甲はその損害を賠償する責任を負わないものとする。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は、免除とする。

(委託業務の実施方法)

第4条 乙は、委託業務を本契約書附属の宿直警備業務委託仕様書等に定めるところにより実施するものとする。

(施設等の使用)

第5条 甲は、委託業務の実施上必要な施設及び器具、備品を、乙に無償で使用させるものとする。

2 乙は、前項により使用する施設及び器具、備品を、責任をもって良好に管理し、使用しなければならない。

(業務委託料及びその支払)

第6条 業務委託料は次に掲げる金額とする。

委託金額 金 円
(消費税額及び地方消費税額 円を含む)

ただし、各会計年度における支払額は、次のとおりとする。

- ・令和2年度 金 円
(消費税額及び地方消費税額 円を含む)
- ・令和3年度 金 円
(消費税額及び地方消費税額 円を含む)
- ・令和4年度 金 円
(消費税額及び地方消費税額 円を含む)

2 前1項の「消費税額及び地方消費税の額」は、業務委託料に110分の10を乗じて得た額とする。なお、この契約の締結後、消費税法及び地方税法の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、業務委託料に相当額を加減して支払う。

2 甲の乙に対する業務委託料の支払いについては、別紙のとおりとする。

3 乙は委託業務が完了した月の分を、該当月の翌月10日までに請求書を甲に提出するものとする。甲は、特別の事由がない限り、この請求書を受理・照合後、該当月の翌月末日までに、所定の委託料を乙に支払うものとする。

(監督員に従う責務)

第7条 甲は、委託業務の履行監督を行う監督員を定め、職、氏名を乙に通知するものとする。

2 乙は、監督員の指示に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは抵当に供し、又は引き受けさせてはならない。

(委任又は下請負の禁止)

第9条 乙は、甲の承認を得ないで、委託業務を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(契約の変更・解除)

第10条 甲または乙が、やむを得ない事情により、契約期間の途中でこの契約の一部を変更しようとするときは、双方、3ヶ月前までに相手方に申し入れて、協議することとする。ただし、次の各号に該当した場合は、甲は、乙に弁明の機会を与えた後、期間を定め、本契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行しないとき。

(2) 乙が不正または違法の行為を行ない、甲が業務の遂行ができないと認めたとき。

(3) 銀行取引を停止されたとき。

(4) 乙が本契約に違反したとき。

(5) 乙が行政官庁の処分を受けたとき。

(6) 甲の弁明期日に乙またはその代理人が出席しなかったとき。

(契約保証)

第11条 何らかの理由により、乙が履行できなくなった場合、甲乙協議の上、乙は甲の業務に支障のないように措置するものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、前条の規定による契約の解除により甲に損害が生じたとき又は、委託業務の履行に関し自己の責に帰すべき事由により甲の管理する建造物、器物等に損傷を与えたときは、直ちに原状回復を行うとともに、損害賠償が必要とされるときは、損害賠償を行わなければならない。

(過怠金)

第13条 乙において契約の履行不実があったときには、甲は乙に対し委託料を支払う際に、履行不実の程度に応じ、その事実の生じた月分の支払予定額の一部又は全部の金額を過怠金として控除することができる。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この委託契約による業務の実施に当たっては、本契約書附属の個人情報取扱特記事項に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(乙の業務従事者の災害に対する措置)

第15条 乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の災害については、責任をもって措置するものとし、甲の責に帰すべき事由により生じた災害を除き甲は何ら責任を負わない。

(乙の法令上の責任)

第16条 乙は、委託業務従事者に関して、労働基準法等労務関係法令上発生する一切の責任を負わなければならない。

(定めのない事項)

第17条 この契約に定めのない事項については、甲、乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

令和2年 4月 1日

甲（委託者） 埼玉県志木市下宗岡1丁目23番1号
社会福祉法人朝霞地区福祉会
理事長 小 関 清 一

乙（受託者）